

登録申請に必要な書類

平成30年7月10日改正

1 セーフティネット住宅情報提供システムで入力するもの

種類	備考
○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第一号 ・セーフティネット住宅情報提供システムサイト住宅事業者登録ページからアカウント登録をしていただき、ID・パスワードを取得後、手順に従い必要事項を入力してください。
○ 誓約書 <ul style="list-style-type: none"> ・欠格要件に該当しない旨 ・新耐震基準の建物である、又はこれに準ずる耐震性がある旨 ・国の基本方針に適合している旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに入力の上、作成してください。 ・新耐震基準の建物とは、昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものの。 ・着工年月日が不明な場合は、竣工日を基準とし、以下の場合には新耐震基準の建物とみなす。 ア 1～3 階建てで昭和57年6月1日以降に竣工 イ 4～9 階建てで昭和58年6月1日以降に竣工 ウ 10～20 階建てで昭和60年6月1日以降に竣工 ・竣工年月日が不明な場合は、下表2の「旧耐震基準の建物のみ」に示すいずれかの書類の添付が必要。

2 セーフティネット住宅情報提供システムに添付するもの

	添付書類	備考
共通	面積と設備の概要を表示した間取図	・画像データ又はPDF化したもの。
旧耐震基準の建物のみ※	新耐震基準に準ずる耐震性を有することを示す書類（以下のいずれか） （ただし、改修費補助を受けて耐震改修予定の場合はオの書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・画像データ又はPDF化したもの。 ・旧耐震基準の建物とは、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものの。
	ア 耐震診断の結果の報告書	
	イ 建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律）	
	ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証書（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）	
	エ その他住宅の耐震性に関する書類	
オ	改修後の計画が耐震性を有することを証する書類	

注) 建築物の耐震改修の促進に関する法律とは、平成7年法律第123号をいう。

住宅の品質確保の促進等に関する法律とは、平成11年法律第81号をいう。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律とは、平成19年法律第66号をいう。

※ 新耐震の建物の場合は、前述の誓約書で足りる。